



## 「つくば成年後見センター」の開設について

＜項目＞(あてはまるものすべてにチェック)

- |  |   |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼  | <input checked="" type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 |
| <input checked="" type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼               |
| <input type="checkbox"/> その他 (                       | )   |
- 全 1 枚 (本紙含む)

＜概要＞

本市では、成年後見制度推進に関する中核機関の整備を進めており、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会に委託して、10月から「つくば成年後見センター」の業務を開始します。10月1日に次のとおり開所式を行います。

＜「つくば成年後見センター」の開所式について＞

- 日 時 平成 30 年 10 月 1 日 (月) 午後 2 時から (1 時間程度)
  - 場 所 筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階 (つくばボランティアセンター会議室)
  - 出席予定者 つくば市長、市議会議長、つくば市社協会長、地域関係者
- \* 開所式の内容に関する問い合わせは、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 (受託者)  
電話 : 029-879-5511

＜「つくば成年後見センター」概要＞

- 設 置 筑穂 1-10-4 つくば市社会福祉協議会内 電話 029(879)5511
- 開 所 日 (月)～(金)9:00～17:00 ※ 祝日、12月29日～1月3日を除く
- 業務内容 認知症や障害などで判断能力が不十分な方や、ご家族の方で成年後見制度の利用を検討している方の相談を無料で受け付けます。その他、親族申立支援、法人後見受任業務、日常的な金銭管理業務(県社協委託業務・有料です)、成年後見制度の啓発・推進業務など、包括的な権利擁護に関する業務を行います。

※成年後見制度とは 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、法律的に支援する制度。本人の意思を尊重して福祉サービスの契約代理や各法手続きなどを行い、本人の利益や財産を守る制度です。